



令和4年1月 相談件数

508件

(前月比: +31件)

(前年同月比: ▲97件)



掲載内容

●成年年齢引下げ特集

・令和4年4月1日、18歳・19歳が成年に

・クレジットカードを作る前に知っておきたいこと

・成人になると増加する消費者トラブル

●消費者被害注意報

# 令和4年4月1日、18歳・19歳(市内の約18,700人※1)が成年に

いよいよ成年年齢の引き下げが施行され、令和4年4月1日以降、18歳の誕生日を迎えた若者は成年として扱われることとなります。また、今年1月10日には市内在住11,002人の若者が成人式を迎えましたが、4月1日にはそれまで未成年だった18歳・19歳の若者、約18,700人全員が一斉に成年となります。

1月10日



成人式

11,002人

4月1日



成年年齢引き下げ

約18,700人※1



4/1以降、18歳の誕生日を迎えた若者は成年になります

※1: 住民基本台帳人口(18歳・19歳)令和4年1月末現在

## 18歳・19歳への影響 成年年齢が引き下げられてできること、できなくなること

大人なので、**契約ができます**

(例) 親の同意がなくても、

携帯電話の契約をする

一人暮らしの部屋を借りる

クレジットカードを作る※2

ローンを組んで買い物ができる※2など

大人なので、**契約を取り消せません**

未成年の場合、親の同意なく結んだ契約は、

一定の場合を除き、取り消すことができますが、

18歳・19歳が4月1日以降に結んだ契約は、

未成年ではないので取り消すことができません

※2: 支払い能力の審査結果によっては、クレジットカードを作ったりローンを組んだりできないこともあります

スマートフォンでQRコードを読み込んで さらに情報を

政府広報特設サイト「18解禁 新成人たちよ、未来をつくれ。」

サイトへアクセス!



「東京リベンジャーズ」(©和久井健・講談社/アニメ「東京リベンジャーズ」

製作委員会)の人気キャラクターによるウェブ動画等を公開中

消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」

LINE 友だち登録はこちらから!



# クレジットカードを作る前に知っておきたいこと



現金を持ち歩かなくてもスマートに買い物ができ、高価なものでも分割払いにすることができるクレジットカード。しかし、収入と照らし合わせた計画的な利用をせず、使いすぎて返済が困難になるケースが少なくありません。

クレジットカード決済は、消費者がカードを使うと、クレジット会社が販売店へ立て替えて支払い、後で消費者から代金を回収する仕組みです。つまり、クレジットカードの支払いは「借金」と同じです。利用の際には返済方法などの注意すべきポイントをしっかりと理解しておくことが大切です。

## 利用明細に目を通してトラブルを早期発見

毎月の利用明細を確認せず放っておくのは危険です。クレジット会社によっては、利用明細を郵送せずインターネットで確認するWEB明細だけに行っていることもあります。必ず毎月、お店で受け取った伝票（売上票）と利用明細の内容を確認し、心当たりのない請求に気付いたらすぐにクレジット会社へ連絡しましょう。

インターネットショッピングでは販売店から伝票が渡されるわけではありません。その場合、買い物をした時の決済完了画面をスクリーンショット撮影したり、送られてきたクレジット利用の確認メール等を削除せず保存して確認しましょう。

## クレジットカードは 計画的に利用しましょう

クレジットカードの支払い方法には、一括払いや分割払いのほかに、3回以上の分割払いや、毎月設定した額を支払うリボルビング払い（リボ払い）があります。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料<sup>※1</sup>がかさむというデメリットがあります。リボ払いを利用する際は、仕組みや手数料、支払い期間などをきちんと把握した上で、計画的に利用するようにしましょう。



カードの中には、リボ払い専用のものや、初期設定がリボ払いになっているものがあります。カードを受け取った時に同封されている利用案内書や会員規約に目を通し、自分のカードの設定を確認しておきましょう。

リボ払いは、クレジット会社によってリボ払いの種類や利用方法も異なり、返済方法の仕組みが複雑です。

クレジットカードを申し込む際は規約等をよく確認することが大切です。

注1：現在、リボ払いの一般的な手数料率は実質年率15%ですが、使用しているカード会社によっては、設定されている年利は異なりますので注意しましょう。

# 成人になると増加する消費者トラブル

未成年者にとって、保護されているということは自覚しにくく、むしろ、失敗体験がない分、「自分は失敗しない」という認識を持ちがちです。しかし成人になっていきなり十分な契約知識や社会経験が身につくわけではありません。若者に多い悪質商法などの事例を知って警戒感を身近なものとし、同様の手口から身を守りましょう。

## 執拗に迫られても、その場では契約しない

事例1. **痩身エステ**の体験コースを受けた。体験後、20回分のコース25万円と効果を高めるクリーム5千円の購入を強く勧められ、断りきれずクレジットカードのリボ払いで契約してしまったが、高額な契約をしてしまい、後悔している。



事例2. 「未経験者可」と書かれた**声優のアルバイト**に応募した。オーディションを受け、合格したのでキャスティング契約を結ぶことになった。その時はじめて、実技レッスン料8万円がかかると言われ、その場では断りづらくサインしてしまった。後から考えると高額で怪しいと思うので解約したい。



## #高収入 #稼げる バイトに警戒を!

事例. SNSで「簡単で高収入なアルバイト」という募集を見て、軽い気持ちで自分の名義を貸してしまった。携帯電話の契約に使われたようだが、今後どうなるか不安だ。



**注意!** 名義を貸しただけのつもりであっても、携帯電話等の端末代金や利用料金の支払い義務は、**契約名義人が負います。**



## 商品・サービスの契約トラブルに巻き込まれてしまったら

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり困ったりしたときは、一人で抱え込まず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

### 千葉市消費生活センター

千葉市内在住・在勤・在学の方の消費生活に関する相談窓口です。

TEL **043-207-3000** (相談専用電話)

月~土 9~16時30分 (祝日・年末年始除く)



# 消費者被害注意報

## マッチングアプリ や 出会い系サイトで 知り合った人からの 怪しい誘い にご注意！

インターネットを利用してパートナー探しを仲介する、マッチングアプリや出会い系サイトで知り合った相手がきっかけで、トラブルが発生したという相談が20代～70代まで幅広い年齢層から寄せられています。

**事例** マatchingアプリで知り合った相手とSNSでやりとりしているうち、好意を持つようになり、相手から「二人の将来に向けてお金を貯めよう。絶対に儲かるから。」と言われ、海外の投資サイトに暗号資産で投資するよう誘われて登録した。指示された方法で30万円分の暗号資産を送金後、サイトを確認すると3万円程の利益が出ていた。相手に「もっと儲けよう。」と誘われ、100万円分の暗号資産を送金したところで、相手と連絡が取れなくなり、出金もできなくなった。詐欺だと思うので返金してほしい。



消費者トラブル防止のために

- ◇ 詐欺行為に遭わないための対策として、出会い系サイトを利用する際は、規約などを事前に確認することが大切です。出会い系サイトは、面識のない相手への個人情報開示についての注意や、投資などの勧誘禁止など、独自の規約や安全ガイドを設けていることが多く、違反行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手は避けた方が良いでしょう。
- ◇ 恋愛感情が邪魔をしてトラブルに巻き込まれていることを本人は気づきにくいものです。スマートフォンを見て慌てたりソワソワしている、スマートフォンを手放さない、など、急な行動の変化に気づいたら、家族や周囲の方から声をかけてみましょう。



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111